

審査基準と標準処理期間

処 分 名	防災管理対象物点検報告の特例認定		
根拠法令名	消防法	(条項)第36条第1項 (第8条の2の3第1項準用)	
基準法令名		(条項)	
所 管 部 署	消防局予防課 指導担当		
標準処理期間	30日	法定処理期間	なし
<p>【審査基準】</p> <p>特例認定は、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第1項の規定によるほか、埼玉東部消防組合防災管理点検報告の特例認定に関する事務処理要綱第4条に規定する防災管理点検報告特例認定審査基準に適合するときに行うものとする。</p>			
所 管 課	予防課 指導担当	処理番号	予No.21